

学校いじめ防止基本方針 (令和7年度)

新居浜市立中萩小学校

はじめに

学校は、子どもの将来の自立を図るための大切な教育の場であり、未来を保障するための大切な場である。その学びの場は、明るくいきいきとした場でなければならない。しかし、その学びの場が、体や心が傷つく場になるとしたら、学校は使命を果たせないばかりか、子どもたちの基本的な人権を奪うことになり、我々はこれを放置することはできない。中萩小学校は、いじめの重大性を認識し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について、全力で取り組むため、ここにいじめ防止基本方針を作成する。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止 (いじめ防止対策推進法第4条)

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策に関する事項

(1) 学級経営の充実

- ア いじめを絶対に許さないという教師と児童との共通認識
- イ 教師の受容的・共感的態度による、子ども一人一人を大切にした学級づくり
- ウ 規律と活気のある学級集団づくり
- エ 学級のルール・規範を守らせる毅然とした指導の徹底と継続
- オ 正しい言葉遣いと人権意識の欠けた言葉遣いへの指導の徹底
- カ 積極的な児童に関する実態把握（授業中・休み時間の様子、友達関係、欠席、遅刻、保護者との連絡・連携、日記等）

(2) 授業における生徒指導

- ア 楽しく、分かる授業による基礎学力の定着
- イ 達成感、自己存在感、共感的な人間関係のある授業づくり
- ウ 伝え合い、高め合う活動によるコミュニケーション能力の育成

(3) 道徳教育の充実

- ア 思いやりや生命・人権を大切にす指導の充実
- イ いじめを絶対に許さない心情を高める授業の積み重ね
- ウ 人権・同和教育と関連した道徳的実践力の育成

(4) 特別活動の充実

- ア 定期的な話し合い活動を通じた、いじめにつながるような学級の諸問題の解決
- イ ワークショップ、構成的グループ・エンカウンターを通じた、学級内のコミュニケーション能力の育成と心ほぐし
- ウ 友達関係のトラブルやいじめに関するソーシャルスキル・トレーニング

(5) 学校行事

- ア 自己存在感や友達関係の深化を図る取組
- イ 努力や苦勞、達成感、感動の共有

(6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ア 児童のインターネットに関する現状把握
- イ モラル教育の実施

(7) 校内研修の充実

- ア いじめ問題についての職員研修
- イ 児童の実態等の共通理解

(8) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 小・中学校や幼稚園・保育所等との情報交換や交流

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ防止委員会」

(2) 構成員 学級担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、主幹教諭、教頭、校長 必要に応じて、PTA会長、教育委員会関係者、心理福祉の専門家、警察関係者等

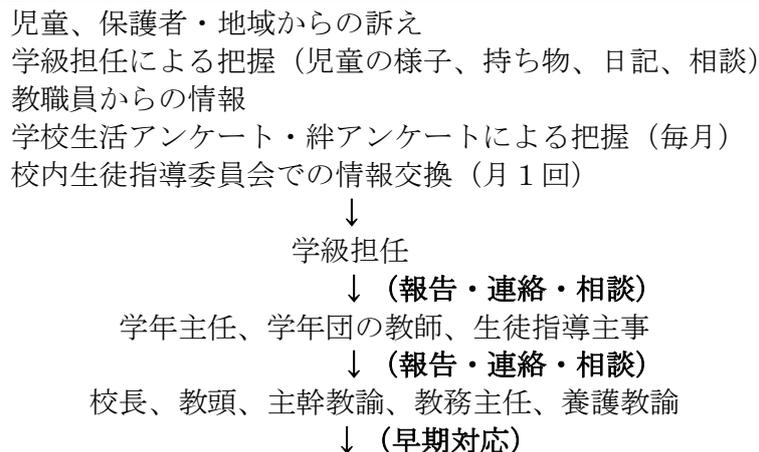
(3) 活動内容

- ア いじめ未然防止に向けた取組
- イ いじめの早期発見早期対応の取組
- ウ いじめ防止のための指導體制の確立
- エ いじめに対する対応方針の決定
- オ 年間取組計画の策定と見直し
- カ 取組評価の実施（学校評価）

4 いじめに対する具体的対応

(1) いじめの早期発見(いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等) いじめの態様

冷やかし・からかい・悪口、脅し文句・嫌なことを言われる・仲間外し、集団による無視・軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。



(2) いじめに対する措置(早期対応、認知したいじめに対する処置等)

ア 事実確認

- (ア) 具体的事実を詳しく、時系列で整理する。
- (イ) 具体的事実と周辺情報は区別する。
- (ウ) 前学級担任、専科教職員等、当該児童に関係する全ての教職員から情報収集する。
- (エ) 個別に聞き取りを行う。

イ 臨時生徒指導部会

- (ア) 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、学級担任、養護教諭、ハートなんでも相談員、教育委員会担当者、（その他外部専門家等）で指導方針を決める。
- (イ) 対応する教職員の役割分担を決める。
- (ウ) 全教職員の共通理解を図る。
- (エ) 教育委員会、関係機関との連携を図る。

ウ 児童への指導

- (ア) 被害者を保護し、心の痛みや思いを共有しながら、心配や不安を取り除く。
- (イ) 全児童に「学校はいじめを絶対に許さない」ということを明確に伝える。
- (ウ) 加害者に被害者の心の痛みや思いを考えさせるとともに、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解させる。
- (エ) 加害者が思いやりや自己存在感を高めることができるように支援する。
- (オ) 場合に応じて、学年指導・全校指導を行う。

エ 保護者への対応

- (ア) 直接、保護者に会って話をする。
- (イ) 事実確認で把握した内容について、丁寧に説明する。
- (ウ) 「学校はいじめを絶対に許さない」という強い認識と学校の指導方法を伝える。
- (エ) 児童の家庭での様子について聞き取る。

オ 事後の対応

- (ア) 謝罪の場を設け、被害者と保護者の心の痛みや思いを、加害者とその保護者に伝え、より良い人間関係を構築することができるように支援する。
- (イ) 形式的な問題解決にならないように、継続的な指導・支援を行う。
- (ウ) ハートなんでも相談員等を活用し、被害者及び加害者の心のケアに当たる。
- (エ) 心の教育の充実を図り、一人一人が大切にされる学級経営を行う。

5 関係者への対応

(1) 被害者

- ア 心の痛みや悔しさを十分に受け止め、傾聴する。
- イ 「学校はいじめを絶対に許さず、絶対的な味方である」ということを伝える。
- ウ 具体的な支援を示し、児童の心配と不安を取り除く。
- エ 自己理解を深めることを通して、自己存在感や自信を高めさせる。
- オ 保護者や関係機関と連携しながら、心理的ケアを行う。

(2) 加害者

- ア いじめの事実、理由、背景を聞き取り、確認する。
- イ 被害者の心の痛みと思いに気付かせ、「いじめは絶対にしてはいけない」ことを理解させる。
- ウ いじめ問題の解決へ向けた支援を行う。(学校生活、家庭生活、友達関係、役割体験を通じた所属感の高揚、自己存在感の高揚など)
- エ 保護者や全教職員と連携しながら、経過観察を行う。

(3) 被害者の保護者

- ア いじめの事実を正確に伝える。
- イ 「学校はいじめを絶対に許さず、被害者を守る」という認識を伝える。
- ウ 学校の指導方針(被害者の保護、加害者への指導、加害者の保護者への依頼、学級指導、経過観察など)を伝える。
- エ 家庭との連携を深めながら、経過観察に当たる。

(4) 加害者の保護者

- ア いじめの事実を正確に伝える。
- イ 「いじめは絶対に許されない」ということを伝える。
- ウ 学校の指導方針を伝える。
- エ 今後の指導・支援について、ともに連携しながら問題解決に当たる。

(5) 学級

- ア 教師は「いじめを絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示すとともに、学級全体でしっかり共通認識する。
- イ いじめを自分自身のこととして受け止め、問題解決に向けて学級全体で話し合う。
- ウ 一人一人の自己存在感が高まる学級の雰囲気づくりを積み重ねる。
- エ 学級経営、授業、学校行事などを通して、より良い人間関係を構築するとともに、いじめの未然防止に努める。
- オ 詳細な記録を残しておく。(時系列を正確に)

8 いじめに関する相談機関

- いじめ相談ダイヤル24 (愛媛県教育委員会)・・・057-007-8310
- 愛媛県いじめ問題対応 (愛媛県教育委員会)・・・089-912-2962
- 愛媛県総合教育センター教育相談・・・089-963-3986
- いじめ110番 (新居浜市教育委員会)・・・0120-10-4774
- あすなろ教室 (新居浜市教育委員会)・・・0897-37-7474

平成24年4月 策定
令和 7年3月 改訂